

# 深川市農業委員会総会議事録

## ( 第 1 2 回 )

令和2年3月26日

開会 9時30分

閉会 10時05分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

## 第12回深川市農業委員会総会議事録

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和2年3月26日(木) 9時30分       |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室                  |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外26名             |
| 4 説明員  | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事 |
| 5 書記   | 田所主事                     |

矢櫃局長

開会宣言(9時30分)

只今から、令和元年度第12回深川市農業委員会総会を開催致します。それでは会長よりご挨拶を頂きまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。本日、今後10年間の方向性を示す新たな食料・農業・農村基本計画案を江藤農相に答申したと報道がありました。食料自給率45%などの目標を掲げておりますが、農業従事者や農地は減少が続く見通しの為、計画を実現するには国民が農業・農村への理解を深めることが重要なのではないかと考えているところでございます。さて、深川市では今年は降雪量が少なかった為、例年より早く農作業も始まっているかと思えます。新型コロナウイルスの問題が現在も続いておりますので、農業委員の皆様も体調にはご注意ください頂ければと思います。そして、深川市では新年度の予算が決まり、非農用地利活用促進事業につきましては、要望額の満額とはいきませんでした。昨年より増加の560万円の予算をつけて頂きました。この事業は現在市の単独予算で運営しておりますが、厳しい財政状況の中で、増額して頂いたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。それでは総会に入っていきたいと思えます。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

13番星野委員、14番清水義博委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告、(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を局長から報告します。

矢櫃局長

それでは私から、2月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書に基づき、報告させていただきます。2月25日、第11回深川市農業委員会総会をこの場で開催しております。3月に入りまして、17日から18日の日程で、令和2年度予算審査特別委員会が議場において開催され、17日に、私と主幹が出席し、委員である近澤議員から、非農用地利活用促進事業におけるこの3年間における実績と、令和2年度における予算増についてのご質疑があり、私が答弁をしております。18日、北海道農業会議第11回常設審議委員会が開催され、会長が委員として出席しております。26日本日、この総会前に農民特別委員会を開催しております。以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

菊入会長

日程第3、委員会報告に入ります。(1)農民特別委員会開催結果報告を伊藤委員長から報告願います。

伊藤委員長

(資料に基づき説明)

菊入会長

報告が終わりましたが質疑等はありませんか。

(「なし」という声あり)

菊入会長

それでは質疑なし、ということですので農民特別委員会開催結果報告を承認します。

菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。
畑山主査	初めに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。 農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告致します。今月は22件で、番号1番から14番が賃貸に係るあっせん申し出、15番から22番が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、全て令和2年3月2日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告のとおり承認します。 続いて、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。
河崎主任	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定及び農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り、農業者年金基金へ提出致しましたのでご報告致します。今月は4件で、1番、3番が旧法分、2番、4番が新法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告のとおり承認します。 続いて、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
田所主事	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付をしましたのでご報告致します。今月は3件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更の為です。番号1番は、平成4年10月5日付で、2番は平成8年6月20日付で農地法第5条、3番は令和元年5月21日付で農地法第4条の転用許可を受けており、農業委員会内規 2-(1)-アの法4条・法5条の許可があり、転用目的等が完了している場合に基づき、会長専決により、全て宅地として交付しております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第3号を報告のとおり承認します。 次に、追加報告第4号 職員の任免について、事務局より説明願います。
古村主幹	令和2年4月1日付け深川市の人事異動に際し、農業委員会職員の任免について会長が市理事者と予め協議し、内定をしたもので、深川市農業委員会事務処理区分に定めるとおり、当該処理については 総会に報告する事項でありますことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、記載のとおり任免しましたので報告するものでございます。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第4号を報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。 初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。

畑山主査	<p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願い致します。今月は11件で、番号1番と2番は借主の経営縮小の為の解約、番号3番は借主が経営移譲する為の解約、番号4番から9番は借主の経営合理化の為の解約、番号10番と11番は貸主が売買する為の解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については全て令和2年3月2日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号7番で清水義博委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願い致します。今月は4件で、申請地及び申請人氏名・理由・借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番及び3番は、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員から農地を使用貸借するもので、期間は30年となっております。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換する為に法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たしている場合は農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たしていることは事務局にて確認済でございます。番号2番は、借人である農地所有適格法人の構成員家族からの農地を使用貸借しようとするもので、期間は30年となっております。番号4番は、経営主である息子が農地所有適格法人を新規設立したことに伴い農地が返還される為、改めて法人と使用貸借するもので、期間は30年となっております。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告頂いており、農地法第3条第2項各号に該当しない為許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。それでは質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します</p> <p>続いて、議案第3号 買受適格証明願いについて、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方より、公売の行われる農地を農地法第3条の規定による権利の移転の目的で公売に参加する為、買受適格証明願書の提出がありましたので、交付の適否について審議をお願いします。初めに、買受適格証明について説明致します。農地の競売、公売の入札に農地を取得出来ない者が参加することを未然に防ぐ為、入札に参加する際、本証明が必要となるもので、今回は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けられることを証明する為の案件となっております。公売地及び申請人氏名・申請理由・申請人経営概況等については記載のとおりです。本件は、東京国税局が執行する案件で、入札期間は令和2年4月27日から令和2年5月7日まで、開札期日は令和2年5月12日となっております。なお、買受適格証明書の交付を受けた者が最高価申込者になり、農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、当該証明</p>

<p>菊入会長</p>	<p>書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、会長専決により許可して差し支えないとしております。したがって、この証明書を交付することは、農地法第3条の許可をすることの前提となりますので、本件の買受適格証明を審議して頂く際には、農地法第3条の許可も考慮した上での審議となりますが、地元の委員さんのご意見をお伺いしたところ、周辺の農地への影響はないと報告頂いており、また、農地法第3条第2項各号に該当しない為許可要件を満たしております。会長専決により許可した場合は、直近の総会にて報告致します。説明は以上です。</p> <p>ここで総会を暫時休憩します。</p> <p>(協議会 9時50分から9時55分まで)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>総会を再開します。説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
<p>畑山主査</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請する為、ご審議をお願い致します。今月は41件で、番号1番から22番までが賃貸借の案件、23番から41番までが売買の案件です。番号1番、2番、9番、11番、13番、14番、15番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号3番、4番、5番、6番、10番、16番、17番は契約期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は6番、16番、17番が5年間、3番、4番、5番、10番が10年間です。番号7番、12番は、出し手が老齢により経営移譲する為、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号8番は出し手が耕作不能の為、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号18番、19番は農地所有適格法人の設立に伴い、これまで構成員が個人経営時に借りていた農地を法人名義で借り受けるもので、期間は18番が4年間、19番が1年間で、それぞれ公社の農地売買等支援事業の残期間となっております。番号20番、21番、22番は受け手が公社の農地売買等支援事業の一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は全て5年間です。23番以降は売買の案件です。番号23番は、契約期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号24番、25番、26番は出し手が経営縮小する為、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は24番、25番がL資金、26番が自己資金です。番号27番は出し手が耕作不能の為、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号28番、30番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は28番は自己資金、30番はL資金です。番号29番は、残地処分の為、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号31番から41番は農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由と致しましては、番号31番、32番、35番、36番、37番、38番、39番、40番、41番は返還された農地を処分するものです。番号33番は、老齢により経営移譲する為農地を処分するものです。番号34番は、老齢により経営縮小する為農地を処分するもので、これらはいずれも先月の総会において買入協議の要請をしたものです。以上、利用権を設定する農用地及び内容</p>

菊入会長	<p>等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号15番で清水義博委員、22番で藤原委員、26番で野上委員、28番で坂谷内委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有的確法人の定期報告について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたので審議をお願いします。報告のありました法人数は1件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これらの法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認められるものであります。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します</p> <p>以上で議事は全て終わりましたので令和元年度第12回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時05分)</p>